平成２１年（再ロ）第１５号

青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢43番地１

再生債務者　加藤　修

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月18日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第６号

福島県郡山市希望ヶ丘６番18号　市営住宅１－３－701

再生債務者　上野　友彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月19日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２１年（再ロ）第１６号

大阪府大東市氷野３丁目11番32号

再生債務者　井田　智広

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月19日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号

鳥取県倉吉市森200番地

再生債務者　中本由紀男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月19日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（再ロ）第３号

鳥取県倉吉市森200番地

再生債務者　中本　広美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月19日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（再ロ）第１０号

北海道上川郡東神楽町南２条西２丁目５番４号

再生債務者　池野　史朗

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月19日　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第３号

兵庫県豊岡市梶原352番地の２

再生債務者　水嶋　環

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月18日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　平成二十二年一月一日

二、合併承認決議　平成二十一年十二月二十五日開催予定の株主総会決議による。

三、合併比率　共通の完全親会社を有する完全子会社同士の合併につき定めておりません。

四、増加資本金の額　増加しません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、合併効力発生日までに乙にご提出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月十七日

掲載頁　一一六頁（号外第二四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月十七日

掲載頁　一一六頁（号外第二四三号）

平成二十一年十一月三十日

埼玉県さいたま市北区別所町一三一番地の九

（甲）関東トラック株式会社

代表取締役　園田　敏廣

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五ソニックシティビル

（乙）関東エアーサービス株式会社

代表取締役　園田　敏廣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年１月１日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月二十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月十九日

掲載頁　一二四頁（号外第一二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　一七〇頁（号外第一三六号）

平成二十一年十一月三十日

千葉県浦安市舞浜三五番地一

（甲）株式会社舞浜ビルメンテナンス

代表取締役　黒川　誠治

千葉県浦安市舞浜三五番地一

（乙）株式会社オーエルシー・キッチンテクノ

代表取締役　大西　薫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年１月１日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに本合併を行います。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十六日

掲載頁　一二三頁（号外第二二七号）

平成二十一年十一月三十日

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

（甲）株式会社ニチイ学館

代表取締役　寺田　大輔

東京都大田区南蒲田二丁目四番一九号

（乙）京浜ライフサービス株式会社

代表取締役　寺田　明彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十二日

掲載頁　二五四頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年八月十四日

掲載頁　五十五頁（号外第一七三号）

平成二十一年十一月三十日

東京都品川区大崎１丁目１１番１２号

（甲）富士電機システムズ株式会社

代表取締役　白倉　三徳

東京都港区浜松町二丁目１番五号

（乙）富士電機ハイテック株式会社

代表取締役　新井　信治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年九月八日

掲載頁　九十頁（号外第一九三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年九月八日

掲載頁　九十頁（号外第一九三号）

平成二十一年十一月三十日

東京都中央区日本橋三丁目四番一〇号

（甲）スターツファシリティーサービス株式会社

代表取締役　島津　清彦

東京都品川区西五反田二丁目一八番二号

（乙）アーバンコントロールズ株式会社

代表取締役　田村　晋